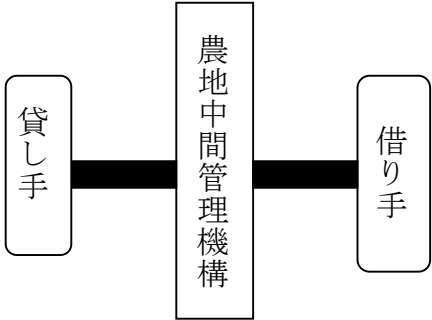


農地法による貸借と農地中間管理事業による貸借の比較

	農地法による貸し借り	農地中間管理事業による貸し借り
内容	農業委員会の許可による 賃貸借権の設定	農用地利用集積等促進計画による 賃貸借権（利用権）の設定
契約期間	原則、期限なし （但し、上限あり）	原則、3年以上
特徴	・ 貸付期間の満了後は、合意解約等がある場合を除き、賃借が法定更新 ・ 市内全域の農地で設定が可能 ・ 貸し手と借り手の間での貸し借り 【イメージ図】  <pre> graph LR A[貸し手] --- B[借り手] </pre>	・ 貸付期間の満了により、賃借が終了 ・ 市街化区域を除く農地で設定が可能 ・ 機構を介して、貸し手と借り手が賃し借り 【イメージ図】  <pre> graph LR A[貸し手] --- B[農地中間管理機構] B --- C[借り手] </pre>
その他	賃借料の有無やその他農地における負担金の支払いなどについては、貸し手と借り手で話し合い。	